

ドイツ最初の国籍法の成立過程
- 「エスニック・ネーション」化する以前のドイツの国籍法-
The Formation of the First German Citizenship Law:
German Citizenship Laws before “Ethno-nationalization”

佐藤成基 (法政大学)
Shigeki Sato (Hosei University)

[キーワード] ドイツ, 国籍, 国家, 血統原理, 居住原理, エスニック・ネーション

1999年に現在の国籍法に改定される以前のドイツの国籍法(1913年制定の「帝国籍および国家籍法」)がほぼ純然的な血統原理に基づいていたことはよく知られているが、それはまたドイツ固有のエスニックなネーション概念と結びつけて理解されることが多い(Brubaker 1992)。だが、ドイツにおける国籍法はその初めからエスニックなネーションの概念と結びついていたわけではない。国籍の法制化が始まった1810年代から「血統」は国籍取得の条件の一つとして取り入れられてはいたものの、それが支配的原理だったわけではなく、またエスニックな観念ともほぼ無縁であった。「ナショナル」なドイツの国籍法は、1870年に北ドイツ連邦の下でようやく制定されるに至ったのである。本報告ではこのドイツの最初の国籍法成立に至る過程を、当時の文書や近年の研究(Fahrmeir 2000; Gosewinkel 2001; Nathans 2004; Weber 2018)を参照しながら再検討し、エスニック・ネーション概念によって語られるようになる以前のドイツの国籍法がいかなる文脈の中で、いかなる関心に導かれて成立したのかを明らかにする。また、それを通じてドイツの国籍法とネーション概念との関係を再考してみたい。

本報告の要点は以下の通りである。

(1) ドイツにおける国籍の法制化は、1810~1850年代にドイツ連邦を構成する39の諸邦の「国家籍」の法的規定として進められたのであり、諸邦を超えたドイツの国籍法制が成立するのは1870年の北ドイツ連邦の国籍法(「連邦籍および国家籍の取得と喪失に関する法律」)が最初であった。その翌年、それがドイツ帝国の国籍法に引き継がれることになる。

(2) ドイツ諸邦における国籍法制定を促すきっかけとなったのはナポレオン時代の国家改革であった。従来の身分的・団体的特権の廃止、移動や職業の自由の実現、一般兵役制の導入、法律の統一などが行われた。そのようななか、一部の邦ではその国家に帰属する個人の資格を定めるための法律を制定するようになった。特にライン同盟に属した南部の諸邦はフランスの影響下で早期に憲法を制定し、1810~20年代にかけてその「国家市民(Staatsbürger)」の資格を明確化するための国籍法を制定している。またオーストリアでは1811年の一般民法典のなかで「国家市民」の資格を定めている。

(3) ドイツ諸邦に国籍法制を普及させる決定的な要因となったのは貧困移住者の管理をめぐる問題だった。貧困移住者の増加は救貧のための経済的負担や治安悪化への懸念を増大させた。救貧を以前から担ってきたゲマインデは、そこに帰属しない「他所者(Fremde)」の移住を制限するようになったが、諸邦政府は国内の救貧負担を軽減するためにゲマインデから締め出された貧困移住者を国外に追放する対策をとった。そこで生じる対立に対処するため、1816年以後諸邦間で貧困移住者の受入れに関する条約が締結されるようになり、そのなかで各邦に受入れ義務があるとされた「国家帰属者(Staatsangehörige)」が規定された。これと並行して各邦内で国家籍の法制化が進み、1860年頃までに諸邦の大半が何らかの形で国籍法を持つようになる。

(4) 1830年代までの大半の国籍法制において国籍取得の条件とされたのは①親の国籍の継承(血統)、②結婚(女性)は結婚により自動的に夫の国籍を取得)、③一定期間(多くは10年間)の居住による自動的な取得(「暗黙的帰化」)、④申請と行政府の決定による授与(「明示的帰化」)、⑤公務従事による授与などと多様であり、決して血統が中心的な原理ではなかった(この点でのフランス民法典の影響は限定的なものだった)。前世紀の領域国家統治と親和性をもつ「居住(Domicil)」の原理など、出生後に国籍を得る方法も重要な役割を果たしていた。

(5) 19世紀半ばには居住原理は後退し、明示的帰化と血統の比重が大きくなった。プロイセンはその「臣民(Untertan)」の資格を定めた1842年の国籍法(通称「臣民法」)において、居住のみによる自動的な国籍取得を廃止したが、その影響は貧困移住者条約の改定を通じて他邦にも広まった。1851年にプロイセン主導で締結されたゴータ条約に1861年までにドイツの全諸邦が加盟することになり、その結果居住原理は大きく後退した。そこで血統原理と明示的帰化が選好された主な理由の一つは、個人の国家帰属が判定しやすいという法実務上のものだった。だがその一方で、一定期間の国外滞在で国籍が自動的に喪失するという形で居住原理は多くの諸邦の国籍法制のなかに残された。

(6) ドイツ・ネーションの観念は国籍法成立にほとんど役割を果たしていなかった。それは諸邦の国籍に関してだけではない。北ドイツ連邦の国籍法制定においてもネーション観念の役割は限定的・間接的であった。たしかに北ドイツ連邦の国籍法はドイツ最初の「ナショナル」な国籍法ではあったが、実際には連邦内の国籍法を統一し、移住者の帰属の安定的な管理を可能にするという国家統治上の関心から作成されたという面が大きい。新たに「連邦籍」の資格が設けられはしたが、それは一邦の国籍を通じて得られるものであり、個人が連邦に直接帰属するわけではなかった。諸邦間の帰化と、非連邦帰属者(「外国人」)が連邦帰属者(「北ドイツ人」)になることは法的に区別され、前者には原則権利帰化が認められ後者は行政の裁量によるという違いはあったものの、どちらの場合も明示的な帰化手続きが求められていた。

(7) 北ドイツ連邦の国籍法でも10年間の連邦外滞在中で国籍が自動的に消滅するという規定は維持された。国籍喪失については血統原理が貫徹せず、居住原理が優先されたのである。領事館の名簿に名前を記載することで国籍喪失を防げるという新たな規定が導入されたが、政府側の説明によればその根拠は、名簿記載を通じて当人のドイツ国家への帰属への「意志」を確認する必要があるというものであり、そこには血統を通じて国民を一体のものとするエスニックな観念は希薄である。

(8) 血統原理が「ドイツ民族」のエスニックな一体性と結び付けて語られるようになるのは1890年代に国籍法の改定が主張されるようになるころからである。この点についてはまた別途の機会に議論したい。

[参考文献]

Brubaker, Rogers. 1992. *Citizenship and Nationhood in France and Germany*. Harvard University Press [=2005, 佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション』明石書店]

Gosewinkel, Dieter. 2001. *Einbürgern und Ausschließen*. Vandenhoeck & Ruprecht.

Fahrmeir, Andreas. 2000. *Citizens and Aliens*. Berghahn Books.

Nathans, Eli. 2004. *The Politics of Citizenship in Germany*. Berg.

Weber, Ferdinand. 2018. *Staatsangehörigkeit und Status*. Mohr Siebeck.